

令和 5 年 3 月 1 3 日
福祉部介護保険課

新型コロナウイルスの影響に伴う介護保険料の減免措置の終了について

今般、国の「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号保険料の減免措置に対する財政支援の取扱いについて」において、令和 5 年 5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症について、感染症法に基づく 5 類感染症に位置づける方針が示されたことを踏まえ、令和 4 年度をもって介護保険料の特例減免を終了する。

1. 減免の概要

令和 2 年度より、新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な疾病を負った場合や、世帯の主たる生計維持者の事業収入等が対前年で 3 割以上の減少見込となる場合において、特例規則を設け特例減免措置を行っていたところである。減免にかかった金額は、全額国の財政支援により行われている。

2. 減免実績

	申請件数（人）	減免金額（円）
令和 2 年度	816 件	49,955,547 円
令和 3 年度	368 件	23,133,301 円
令和 4 年度 1 2 月末	118 件	6,948,400 円

3. 今後の対応

令和 5 年度の介護保険料決定通知書送付時に、特例減免終了を案内するとともに、保険料納付相談を受けた場合、これまでと同様、状況に応じた減額制度の案内や、分割納付の提案など柔軟に対応していく。